

令和4年2月1日
子ども・若者部
教育委員会事務局

新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた放課後児童健全育成事業の運営方針
及び保護者アンケートの検討状況について

1. 主 旨

「新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取り組み」の一つである民間の放課後児童健全育成事業者の活用を見据え、サービスの質の確保・向上に向け、現在、「(仮称)世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の策定を進めている。

策定にあたっては、令和3年12月から実施している世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会における検討のほか、子ども・子育て会議での意見や、子ども・保護者へのアンケート結果を反映することとしている。

これまでに実施した検討委員会における運営方針及び子ども・保護者アンケートの検討状況について報告する。

2. 「(仮称)世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」について

区内で実施される放課後児童健全育成事業において、支援の質並びに事業の安定性及び継続性の確保を図り、かつ、子どもの視点に立ち、子どもにとって楽しく安心して過ごせる場所となるよう、放課後児童健全育成事業の運営方針を検討している。

(1) 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会について

委 員
学識経験者 2名
世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会代表 1名
青少年委員会 代表 1名
障害福祉部障害保健福祉課長
児童館長のうち区長が指定する者 2名
新BOPの職員のうち区長が指定する者 1名

(2) 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会の検討内容について

(別紙1)

① 第1回検討会の内容について

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の策定に向けて、「考え方・作成のプロセス・支援の質確保のための手法等」及び「運営方針に子どもと保護者の意見を

反映させるため実施するアンケートの内容」について意見交換を行った。

② 第2回検討会の内容について

世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針で大切にする基本的な理念について検討を行うとともに、アンケートの内容について意見交換を行った。

3. 子ども・保護者へのアンケートの実施について

(1) 目的

新BOP学童クラブでは、登録児童数の増加による大規模化や、活動場所の不足による狭隘化などの課題がある。そのため、学童クラブに登録する児童及び低学年の保護者あてに「子どもの放課後の過ごし方に関するアンケート調査」を実施することで、民間事業者の活用も視野に入れた区の放課後児童健全育成事業の質の確保や多様なニーズへの対応等の方策につなげていく。

(2) アンケートの視点

- ① 児童にとって楽しく・意見が自由に言え・行きたいと思える場所とするために何が必要か。
- ② 「区の課題＝児童・保護者の求めるもの」に合致しているか。(狭隘化、大規模化)
- ③ 運営方針に世田谷オリジナル(＝「自立」「児童が楽しく・自由に意見が言える・行きたいと思える」等)を反映。
- ④ 子どもの生活全体のリズムや発達面を考慮するとともに、保護者の多様な働き方等にも対応した開所時間。
- ⑤ 民間の放課後児童健全育成事業所の利用ニーズを調査。

(3) 調査概要

	子どものアンケート・ヒアリング	保護者アンケート
対 象	・新BOP学童クラブに登録している全児童 ・児童館、プレーパーク、青少年交流センターを利用している児童(卒所児童、途中退所児童など)	・区内小学校の低学年児童の保護者 ・新BOP学童クラブに登録している4～6年生の保護者
調査方法	アンケート用紙に新BOPや児童館で記入 (記入が難しい児童には職員が聞き取り)	WEB(スマートフォン等を活用)
調査時期	令和4年3月10日(木)～31日(木)	
質 問 数	10問程度	15問程度

(4) アンケート調査票(案)

別紙2のとおり

4. 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年2月7日 子ども・子育て会議（運営方針及び子ども・保護者アンケートの検討状況について）
- 9日 新BOP運営委員会
- 10日 第3回 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会
- 2月 文教・福祉保健常任委員会（運営方針の骨子、アンケート（案））
- 3月 子ども・保護者等アンケート実施
- 4月 第4回 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会
- 5月 第5回 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会
- 文教・福祉保健常任委員会（アンケート結果、運営方針素案等）
- 7月 文教・福祉保健常任委員会（運営方針案、事業概要案等）
- 9月 文教・福祉保健常任委員会（民間の放課後児童健全育成事業の活用及び時間延長モデル事業の取扱いについて）
- 令和5年2月 文教・福祉保健常任委員会（民間の放課後児童健全育成事業者の募集）
- 令和5年度 民間による放課後児童健全育成事業所の開設（プレオープン含む）

区で定める支援の質を確保し、事業の安定及び継続性の確保を図り、且つ、子どもの視点に立ち、子どもにとって安心して過ごせる場となるよう、放課後児童健全育成事業が望ましい方向に導くものである。

運営方針の策定にあたっては、地方自治法に基づく技術的助言である国の「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日 雇児発第0331第34厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、世田谷区子ども計画(第2期)後期計画に準拠したものとする。

理 念 (検討中)

子どもの視点に立ち9項目を充実

①子ども本位の自由な遊びを大切にする、②適正規模での運営、③実施時間(延長を含め検討中)、④民間活力の活用、⑤支援環境の改善、⑥家庭支援の強化、⑦世田谷らしい関係機関との協働。安全面を大切にした放課後児童クラブ等との連携、⑧専門性の向上、⑨緊急時の支援体制(卒所後の子どもだけで解決できない問題について、学童や児童館でサポート。)

1 総則

(1) 趣旨

放課後児童健全育成事業の支援の質の向上に資することを目的とし、世田谷区が目指す放課後児童健全育成事業の望ましい方針を示す。

(2) 世田谷区放課後児童健全育成事業について

①子どもの権利

児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努める。

②事業の内容

遊びと生活の場の提供及び遊びを通じた生活指導

③対象児童

小学校1年生から3年生までの児童。心身の発達等により個別的配慮が必要な児童は6年生まで。

(3) 世田谷区放課後児童健全育成事業における育成支援の基本

①放課後児童健全育成事業における育成支援

子どもが安心できる生活の場としての環境を整え、安全面に配慮しながら、子どもの健全な育成と自立を図る。

②放課後児童健全育成事業の社会的責任

子どもの人権に配慮し、子どもに影響がある事柄については、子どもが意見を述べ、参加することを保障する。

2 事業の対象となる子どもの発達

放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行う。子どもの様子を把握し、変化に気がつくことができる。

3 放課後児童健全育成事業における育成支援の内容

(1) 育成支援の内容

- ①保護者と連携した育成支援を行う。
- ②多様な子どもが過ごす場として、子どもが安心して過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする。
- ③固有の援助が必要な場合は、援助を適切に行う。
- ④安心して過ごせる場と信頼できる職員の存在。

(2) 障害のある子どもへの対応

配慮が必要な子どもの日中活動の場として、居場所や放課後の過ごし方について関係機関と連携し、児童育成のための人材確保と育成に取り組む。

障害のある子どもも楽しく過ごせる居場所であること。

(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応

- ①児童虐待への対応
- ②特別の支援を必要とする子どもへの対応
家庭環境に配慮し、養育に特別な支援を必要とすると把握した場合、適切な支援につなげる。関係機関と連携し、適切な対応を図る。

(4) 保護者との連携

- ①保護者との連絡
- ②保護者からの相談への対応
- ③保護者および保護者組織との連携
協力関係を築き、保護者同士が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

4 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営

(1) 職員体制

区条例に基づき支援の単位ごと2人以上の放課後児童支援員を配置する。

(2) 子ども集団の規模（支援の単位）

1 支援はおおむね40人以下とし、1か所の事業所では2支援までとする。

(3) 開所時間及び開所日

(4) 利用の開始等に関わる留意事項

(5) 運営主体

継続的、安定的に運営し、運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努める。

5 学校及び地域との関係

(1) 学校との連携

日常的・定例的に、子どもの生活の連続性の保障のため、情報交換・情報共有等による連携を図る。

(2) 保育所、幼稚園等との連携

新1年生の発達と生活の連続性の保障のため、情報交換・情報共有等を行う。

(3) 児童館、地域、関係機関との連携（ソーシャルワークの実践）

児童館の有するネットワークに参加し、情報交換・情報共有・交流を図る。

6 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

(1) 施設及び設備

「生活の場」、「遊び等の活動拠点」としての機能を備え、専用区画を確保する。
使いやすいトイレやシャワーの設置などの設備の充実

(2) 衛生管理及び安全対策

① 衛生管理

② 事故やけが防止と対応

7 職場倫理及び事業内容の向上

(1) 世田谷区放課後児童健全育成事業の社会的責任と職場倫理

放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努め、運営主体は全ての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

(2) 要望及び苦情への対応

(3) 事業内容向上への取り組み

① 職員集団のあり方

会議の開催や記録の作成等を通じ、情報交換・情報共有を図り、事例検討等により相互に協力し自己研鑽し、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。

② 研修等

③ 運営内容の評価と改善

自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価結果は改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

別紙2

子ども・保護者へのアンケートの設問（案）概要

1 子どもへのアンケート

(1) 新BOP学童クラブ利用者向け

〔設問文等は、小学校低学年が回答しやすいように工夫する。〕

1	学年	選択
2	学童クラブは楽しいか	選択 記述回答
3	学童クラブのおやつは好きなものができるか	選択
4	学童クラブでいっぱい遊べているか	選択
5	学童クラブで遊んでいて困ったことや嫌なことがあったときに、誰に話をするか	選択 記述回答
6	家・学校・学童クラブで困ったことや嫌なことがあったときに、学童クラブの先生は声をかけてくれるか	選択
7	学童クラブでやりたいことがあるときに、気軽に言うことができるか	選択
8	学童クラブで好きな遊びができているか	選択
9	学童クラブの部屋や机に友達がいっぱいいることで、使えなくて困ったことはあるか	選択
10	学童クラブでは静かな部屋で本を読んだり、宿題をしたりできるか	選択
11	学童クラブでは、やってはいけないことが多いと感じるか	選択
12	学童クラブを帰るときの気持ち	選択

(2) 新BOP学童クラブ退会者向け

新BOP学童クラブ利用者向けの設問項目に加え、退会のきっかけ、退会後の放課後の過ごし方を尋ねる。

2 保護者へのアンケート

設問にあたっては、用語の解説を加えるなど、実態を回答しやすいように工夫する。

1	子どもの学年	選択	全員
2	子どもの通学校	記述回答	全員
3-1	子どもの新BOP学童クラブ・BOP登録の有無	選択	全員
3-2	最近1か月間の新BOP学童クラブ利用頻度	選択	該当者のみ
4	子どもの障害・要配慮の有無	選択	任意
5	希望する子どもの放課後の過ごし方	選択	全員
6-1	『民間学童』を利用しているか	選択	全員
6-2	『民間学童』を利用する理由	選択 記述回答	該当者のみ
7-1	放課後等デイサービスを利用しているか	選択	全員
7-2	放課後等デイサービスの良い点は何か	選択 記述回答	該当者のみ
8	子どもの放課後の緊急避難場所 (保護者の不在時)	選択	全員
9-1	民間事業者が運営する学童クラブ(放課後 児童健全育成事業所)の利用について、ど う思うか	選択	該当者のみ
9-2	利用にあたり気になることはあるか	選択 記述回答	該当者のみ
9-3	利用したくない理由は何か	選択 記述回答	該当者のみ
10-1	この1年間で新BOP学童クラブの開所時 間が、午後6時15分よりも遅くまで開所 してもらいたいと感じたことがあった か	選択	該当者のみ
10-2	それはどんなときだったか	選択 記述回答	該当者のみ
10-3	それはどの程度の頻度であったか	選択	該当者のみ

10-4	どのように対応したか	選択 記述回答	該当者のみ
10-5	そのようなとき何時まで学童クラブが開所していたらよいと感じたか	選択	該当者のみ
11-1	子どもは新BOP学童クラブで楽しく過ごしていると感じるか	選択	該当者のみ
11-2	楽しく過ごしていると感じる理由は何か	選択 記述回答	該当者のみ
11-3	楽しく過ごしていないと感じる理由は何か	選択 記述回答	該当者のみ
12-1	新BOP学童クラブでの過ごし方や様子は伝わっているか	選択	該当者のみ
12-2	一番様子が伝わっている方法は何か	選択	該当者のみ
13	放課後における自立に向けての援助に満足しているか	選択	該当者のみ